

産山村国土強靱化計画の概要

計画策定の趣旨

国土強靱化基本法の趣旨等を踏まえ、再び熊本地震や九州北部豪雨のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するための指針となる「産山村国土強靱化地域計画」を策定する。

第1章 基本的な考え方

1. 基本目標
 - ①村民の生命を守ること
 - ②村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
 - ③被災された方々の痛みを最小化すること
 - ④被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
2. 強靱化を推進する上での基本的な方針→14項目

第2章 本村の地域特性

1. 地理的特性（位置と自然）
2. 災害要因と被害の状況（風水害・地震災害・火山災害）

第3章 脆弱性評価

1. 起きてはならない最悪の事態の設定
本村の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、42の「起きてはならない最悪の事態」を設定
2. 評価の結果
脆弱性評価結果のポイント

- ① ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要
- ② 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要
- ③国、県、市町村、他都道府県、防災関係機関との平時からの連携が必要
- ④自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要
- ⑤特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

第4章 強靱化の推進方針

本村における災害リスクを踏まえ、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後以下の施策を推進

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルで取組みを推進

本計画は、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。